

NISA（少額投資非課税制度）の制度変更

平成 26 年度税制改正により、2015 年から同一の勘定設定期間内における金融機関の変更、および非課税口座廃止後の再開設が可能になります。

1. 金融機関の変更

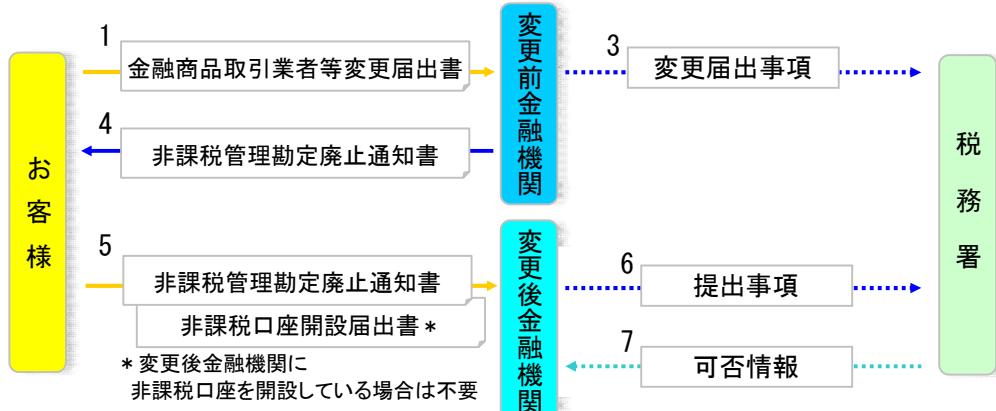
同一勘定設定期間内において、非課税管理勘定を設定する金融機関を 1 年単位で変更することができます。たとえば下の図では、2015 年と 2016 年にそれぞれ B、C 金融機関に変更となっています。

* 非課税管理勘定にすでに上場株式や公募株式投資信託等がある場合は、当該年分の非課税管理勘定について、金融機関を変更することはできません。



金融機関変更のお手続き

2 非課税管理勘定を廃止

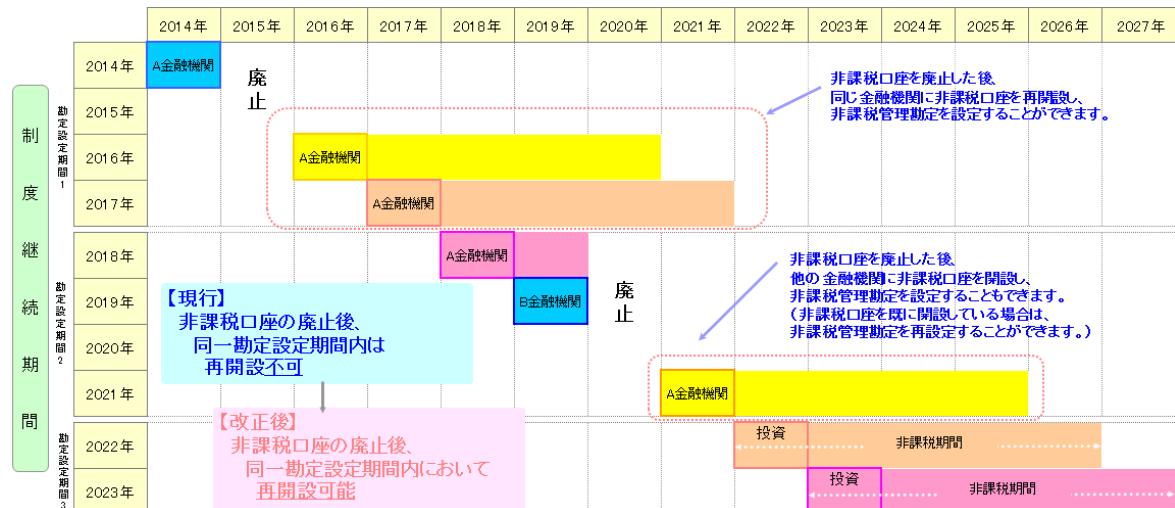


注： 1「金融商品取引業者等変更届出書」と 5「非課税管理勘定廃止通知書」は、
非課税管理勘定の再設定をしようとする年の前年 10 月 1 日から 1 年以内に提出。

2. 非課税口座廃止後の再開設

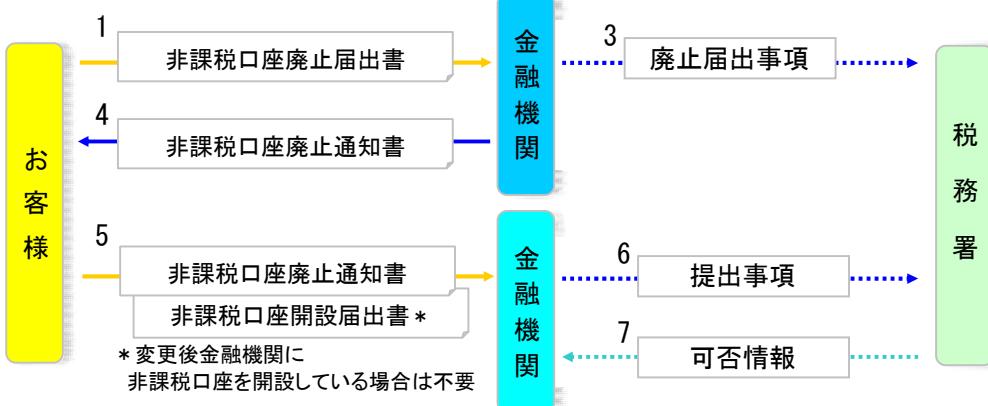
非課税口座を廃止した場合に、同一勘定設定期間内において、非課税口座を再開設することが可能になります。たとえば下の図では、2015年と2020年に廃止し、2016年と2021年にそれぞれ再開設しております。

* 非課税口座を廃止した年分の非課税管理勘定に上場株式や公募株式投資信託等を受入れていた場合は、当該年分について、非課税口座を再開設することはできません。



非課税口座廃止後再開設のお手続き

2. 非課税口座を廃止



注：5「非課税口座廃止通知書」は、非課税口座を開設または非課税管理勘定を設定しようとする年の前年10月1日から1年以内に提出。

非課税口座のご利用については、「NISA（少額投資非課税制度）ご利用のご案内」・「非課税上場株式等管理に関する約款」の内容をよくお読みください。

*本資料は2014年6月1日現在の関連法令等の情報に基づいて作成しています。内容は、法令・制度等の変更により、今後予告なく変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。